

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第14号

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

葛飾区心身障害者福祉手当条例（昭和49年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「保護者（その者の扶養する障害児）」を「障害児（保護者）」に改め、同条第2項第2号中「受給資格の認定（以下「認定」という。）に係る」を削り、同項第3号中「認定に係る」を削り、同項第4号中「認定」を「受給資格の認定（以下「認定」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 障害者又は障害児について葛飾区難病患者福祉手当条例（昭和53年葛飾区条例第3号）に基づく難病患者福祉手当が支給されているとき。

第4条中「者1人について」を「区分に応じ」に改める。

第4条の2第2項中「認定」を「受給資格の認定（以下「認定」という。）」に改める。

第6条中「（保護者の受給資格がその者の扶養する障害児が20歳に達するため消滅する場合は、当該受給資格が消滅する日の属する月の前月）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項及び第2項第5号並びに第6条の規定は、この条例の施行の日以後の受給資格の認定の申請に係る心身障害者福祉手当の支給について適用し、同日前

の受給資格の認定の申請に係る心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。